

議案第 8 号

安中市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

安中市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 2 5 日 提出

安中市長 岩 井 均

安中市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

安中市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例（平成20年安中市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「起算して5年以内」を「令和10年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。